

(目的)

第1条 この規程は、名護市下水道条例（昭和54年条例第10号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき排水設備指定工事店に関して必要な事項を定め、もって排水設備工事の適正な執行を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 排水設備工事 下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第1項に規定する排水設備の工事（新設、増設、改築及び撤去を含む。）をいう。
- (2) 排水設備指定工事店 条例第7条の規定に基づき、排水設備工事の施工ができるものとして、市長（下水道事業管理者の権限を行う市長をいう。以下「市長」という。）が指定した工事業者（以下「指定工事店」という。）
- (3) 排水設備工事責任技術者 排水設備工事に関し技能を有する者として、沖縄県下水道協会（以下「県協会」という。）が実施する排水設備工事責任技術者試験に合格し、県協会に登録した者又は県協会が実施する排水設備工事責任技術者更新講習を修了し、県協会に登録更新をした者並びに県協会の排水設備工事責任技術者試験及び更新講習実施要綱附則（以下「試験及び更新講習要綱」という。）により責任技術者とみなされた者（以下「責任技術者」という。）をいう。ただし、試験及び更新講習要綱附則により責任技術者とみなされた者は、既責任技術者市町村でのみ責任技術者とみなされるものであり、他市町村においてはこの限りでない。

(指定工事店の指定)

第3条 条例第7条で規定する排水設備工事を施工することができる者は、次の各号に掲げる条件に適合している工事業者とし、市長はこれを指定工事店として指定するものとする。

- (1) 責任技術者が1人以上専属していること。
- (2) 工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。
- (3) 沖縄県内に営業所があること。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない場合
 - イ 工事業者（法人にあつては代表者）が精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない場合
 - ウ 工事業者（法人にあつては代表者）が責任技術者として下水道法により懲役、罰金の処分又は条例第28条及び第29条の規定により過料の処分を受けてから2年を経過していない場合
 - エ 指定工事店が第10条第2項の規定により指定を取り消されてから2年を経過していない場合
 - オ 工事業者がその業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当

の理由がある場合

カ 法人であって、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者がいる場合

- 2 前項第4号エの規定に該当する場合で、当該指定工事店が法人であるときは、その代表者は、同号エに掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることはできない。
(指定の申請)

第4条 指定工事店としての指定を受けようとする者は、排水設備指定工事店指定申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 個人の場合は、住民票記載事項証明書、経歴書及び前条第1項第4号アに該当しないことを証する書類
- (2) 法人の場合は、登記事項証明書、定款の写し及び代表者に関する前号に定める書類
- (3) 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図(様式第2号)
- (4) 専属する責任技術者の名簿(様式第3号)及び雇用関係を証する書類
- (5) 専属する責任技術者の排水設備工事責任技術者証(試験及び更新講習要綱第13条の規定に基づき、県協会が交付したものをいう。)の写し
- (6) 工事の施工に必要な設備及び器材を有していることを証する書類(様式第4号)
- (7) 工事業者が個人の場合にあっては住民登録をしている市町村が証明する市町村民税及び固定資産税並びに国民健康保険税の完納証明書の写し、法人の場合にあっては営業所が所在する市町村が証明する市町村民税及び固定資産税の完納証明書の写し
- (8) 第3条第1項第4号アからオまでのいずれにも該当しないこと及び第6条の規定を遵守することを誓約する書類(様式第5号)

(指定工事店証)

第5条 市長は、指定工事店として指定を行った工事業者に対し、排水設備指定工事店証(様式第6号。以下「指定工事店証」という。)を交付する。

- 2 指定工事店は、指定工事店証を営業所内の見やすい場所に掲げなければならない。
- 3 指定工事店は、指定工事店証をき損又は紛失したときは、直ちに指定工事店証再交付申請書(様式第7号)を市長に提出して再交付を受けなければならない。
- 4 指定工事店は、第10条の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく管理者に指定工事店証を返納しなければならない。また、第11条により指定の効力を一時停止されたときは、その期間一時指定工事店証を返納しなければならない。

(指定工事店の責務及び遵守事項)

第6条 指定工事店は、下水道に関する法令、条例、規則、規程その他市長が定めるところに従い誠実に排水設備工事を施工しなければならない。

2 指定工事店は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 工事施工の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

- (2) 工事は、適正な工費で施工し、かつ、工事契約に際しては、工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示さなければならない。
- (3) 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (4) 指定工事店としての自己の名義を他の業者に貸与してはならない。
- (5) 工事は、条例第5条に規定する排水設備工事の計画に係る市長の確認を受けたものでなければ着手してはならない。
- (6) 工事は、責任技術者の監理の下においてでなければ設計及び施工してはならない。
- (7) 工事の完了検査には責任技術者が立ち会わなければならない。
- (8) 工事の完了後1年以内に生じた故障等については、天災地変又は使用者の責に帰すべき理由によるものでない限り、無償で補修しなければならない。
- (9) 災害等緊急時に、排水設備の復旧に関して市長から協力の要請があった場合は、これに協力するよう努めなければならない。

(指定の有効期間)

第7条 指定の有効期間は、指定工事店としての指定を受けた日から5年とする。ただし、特別な理由があるときは、市長はこれを短縮することができる。

(指定の更新)

第8条 指定工事店が、指定の有効期間満了に際し、引き続き指定工事店としての指定を受けようとするときは、当該有効期間の満了する日の属する年の2月1日から2月末日までに排水設備指定工事店指定申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書に添付又は提出する書類等については、第4条第2項の規定を準用する。

(指定の辞退及び異動の届出義務)

第9条 指定工事店は、第3条の指定要件を欠くに至ったとき、又は指定工事店としての営業を廃止若しくは休止しようとするときは、直ちに様式第6号による指定工事店辞退届(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 指定工事店は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに指定工事店異動届(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 組織を変更したとき。
- (2) 代表者に異動があったとき。
- (3) 商号を変更したとき。
- (4) 営業所を移転したとき。
- (5) 専属する責任技術者に異動があったとき。
- (6) 住居表示、電話番号に変更があったとき。

(指定の取消し)

第10条 市長は、指定工事店から前条第1項の届出を受けたときは、指定を取り消さなければならない。

2 市長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により第3条第1項の指定を受けたとき。
- (2) 第3条第1項各号に適合しなくなったとき。
- (3) 第6条に規定する事項を遵守していないと認められるとき。
- (4) 第9条の規定による届出をせず、又は虚偽の申出をしたとき。
- (5) 第12条の規定による市長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽若しくは資料の提出をしたとき。
- (6) その施行する工事が下水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

(指定の停止)

第11条 前条各号に該当する場合において、指定工事店に斟酌すべき特段の事情があるときは、市長は指定の取消しに代えて6月を期間を超えない定め指定の効力を停止することができる。

(業務の報告及び調査)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、指定工事店の業務に関し報告を求め、又は工事の状況等の調査をすることができる。

(告示)

第13条 市長は、指定工事店及び責任技術者に関し次の各号に掲げる措置をしたときは、その都度これを告示するものとする。

- (1) 指定工事店を新たに指定したとき。
- (2) 指定工事店の指定を取り消し、又は指定の停止をしたとき。
- (3) 指定工事店の有効期間満了に際し、継続して指定しなかったとき。
- (4) 第9条第2項第2号、第3号、第4号の届出を受理したとき。

(事務連絡会)

第14条 市長は、指定工事店による排水設備工事の適正な施工等を確保するため、定期又は必要に応じて事務連絡会を開催するものとする。

2 指定工事店又は責任技術者は、前項の事務連絡会に出席しなければならない。

(諮問機関)

第15条 市長は、第10及び第11条の規定に基づき、不法行為等により、指定の取消し又は指定の停止を行うときは別に定める規程により、名護市給水装置工事業者及び名護市排水設備指定工事店審査委員会に諮問するものとする。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。